更新日：令和８年９月 17 日

現場代理人・技術者の配置に関する過去のお知らせ

○　現場代理人の取扱いについては、最新の「岡山県発注工事における現場代理人取扱要領」をご確認ください。
○　監理技術者及び主任技術者、営業所の専任技術者の取扱いについては、当該お知らせのほか、「一般競争入札（条件付）について、よくある質問（FAQ）」をご確認ください。

情報通信機器の活用等を行った場合の技術者の兼務制度

（令和７年４月から）

１　主任技術者又は監理技術者の兼務制度

主任技術者又は監理技術者について、令和７年４月から、次の要件を全て満たす場合は２件まで専任を要する工事を兼務できることとします。

	兼務要件
兼務可能件数	２件
請負金額	各建設工事の請負金額が、１億円未満（建築一式の場合は２億円未満）であること。
工事現場間の距離	建設工事の工事現場間の距離が、１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。
下請次数	３以下であること。
連絡員の配置	主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を１年以上有する者に限る。）をそれぞれの建設工事に配置していること。
施工体制を確認する情報通信技術の措置	ＣＣＵＳ等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できること。
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	建設業法施行規則第17条の２第１項第５号に規定する計画書を工事現場ごとに備え置き、一定期間営業所で保存していること。
現場状況の確認のための情報通信機器の設置	当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

２　営業所の専任技術者と工事の技術者との兼務制度

営業所の専任技術者について、令和７年４月から当該営業所において契約を締結する工事であって、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある場合には、１の要件（兼務可能件数の部分を除く。）を全て満たすときには専任を要する工事の技術者との兼務を１件に限り認めます。

この場合、１の兼務要件のうち、工事現場間の距離については「当該工事現場と他の工事現場との間」とあるのは「当該営業所と工事現場との間」と、連絡員の配置については「それぞれの建設工事」とあるのは「営業所と建設工事にそれぞれ」と、人員の配置を示す計画書の作成、保存等については「建設業法施行規則第17条の２第１項第５号」とあるのは「建設業法施行規則第17条の５第１項第５号」と読み替えて要件を満たす必要があります。

また、上記の兼務要件を満たす場合には、営業所のある県民局管内（所管する地域事務所管内を除く。）又は地域事務所管内の外に工事現場がある非専任の工事の技術者との兼務も１件に限り認めます。

なお、営業所の専任技術者が当該営業所と同一の県民局（所管する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内に工事現場がある非専任の工事の主任技術者との兼務の取扱いに変更はありません。

専任の主任技術者の兼務緩和（令和７年４月から）

県発注工事における専任の主任技術者の兼務について、通常工事同士でも次の要件を満たす場合に兼務を認めることとします。なお、災害特例における専任の主任技術者の兼務要件については、変更ありません。また、この制度は、監理技術者は対象となりません。

	兼務要件
兼務可能件数	２件
対象工事	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、 かつ、 工事現場の相互の間隔が１０ｋｍ程度の近接した場所にある工事

現場代理人の兼務緩和（令和７年４月から）

県発注工事における現場代理人の兼務について、令和７年４月から、合計金額要件を撤廃し、兼務する工事１件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の２分の１）が4,500万円未満の場合に兼務を認めます。

なお、その他の要件については、変更ありません。

兼務要件	新	旧
兼務可能件数	３件以内であること。	
請負金額	兼務する工事１件ごとの請負金額（建築一式工事は請負金額の２分の１の額）が4,500万円未満であること	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の２分の１の額）の合計が、4,000万円未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局管内（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例１：従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例２：従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	・　監督員と常時連絡可能な体制を確保し、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 ・　兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

監理技術者の兼務緩和（令和３年４月から）

監理技術者について、次の要件を全て満たす場合は２件まで兼務できる（特例監理技術者制度）こととします。なお、一部の工事においては兼務を認めないこととし、一般競争入札（条件付）の入札公告において、兼務の可否を明示します。

	兼務緩和要件
兼務可能件数	２件
兼務可能地域	兼務する工事の工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。
その他	監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者※を専任でおくこと。

※次のいずれかに該当する者。（ただし、建設工事の種類が機械器具設置工事の場合は、⑵に限る。）

⑴　請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。
（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）

⑵　請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

営業所専任技術者と主任技術者との兼務要件の緩和（令和２年４月から）

令和２年４月１日以降に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積依頼を行う工事から、営業所の専任技術者を県発注工事の主任技術者として配置する場合の取扱いについて、次のとおり緩和することとします。

	現行	緩和後
①	当該営業所において請負契約が締結された工事であって、当初請負金額（諸経費調整対象工事については、諸経費調整後の変更請負金額）が 1,000 万円未満の工事を対象とする。ただし、一般競争入札（条件付）により発注される工事は除く。 なお、適正な施工が可能な範囲であれば件数に制限を設けない。	当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
②	当該営業所と担当する工事現場が同一の県民局管内（属する地域事務所管内を除く。）又は同一の地域事務所管内にあること。	（変更なし）
③	当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。	（変更なし）
④	所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。	（変更なし）
⑤	当該工事において専任を要しない主任技術者又は監理技術者であること。	（変更なし）
⑥	県発注工事の現場代理人との兼務は認めない。	（変更なし）

これにより、請負金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満（非専任）の工事で兼務が可能となり、適正な施工が可能な範囲であれば件数に制限はありません。

検査・引渡し後の監理技術者及び主任技術者並びに現場代理人の配置について（平成29年１月から）

契約工期を基本としている監理技術者及び主任技術者並びに現場代理人（以下「技術者等」という。）の配置について、次のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

１　検査及び引渡し完了後、工事打合簿により、発注者及び受注者が協議の上、技術者等の配置が不要である旨を発注者が承諾した場合においては、当該工事打合簿の承諾の日（別添記入例の黒丸の日）の翌日から、技術者等の配置を不要とすることができることとします。

２　この取扱いは、平成２９年１月２４日において、現に契約を締結している県発注工事から適用します。

３　この取扱いを受けた工事のコリンズへの登録に当たっては、技術者等の配置期間の末日を工事打合簿の承諾の日としてください。